

交第3号議案 横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正

1 趣旨

学校教育法の改正（令和8年4月1日施行）に伴い、横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正します。

<学校教育法の改正内容>

学校教育法において、これまで専修学校（専門課程・高等課程・一般課程）で教育を受ける者の名称は「生徒」とされていましたが、専修学校のうち専門課程で教育を受ける者は「学生」に改称されます。

2 改正内容

運賃条例第4条第1項別表内の備考にある「専修学校の生徒」を「専修学校の生徒及び学生」に改正します。

<現行運賃条例>

備考

1 通学定期旅客運賃（甲種）及び通学定期乗車券（甲種）とは、次に掲げる者に係る通学定期旅客運賃及び通学定期乗車券をいう。

- (1) 法第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校の生徒及び学生並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒
- (2) 法第124条に規定する専修学校の生徒
- (3) 法第134条に規定する各種学校の生徒
- (4) 前3号に規定する学校と管理者が同等と認めるものの生徒及び学生
- (5) 医師法（昭和23年法律第201号）第11条第2号及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第11条第2号の規定による実地修練中の者



<改正運賃条例>

備考

1 通学定期旅客運賃（甲種）及び通学定期乗車券（甲種）とは、次に掲げる者に係る通学定期旅客運賃及び通学定期乗車券をいう。

- (1) 法第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校の生徒及び学生並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒
- (2) 法第124条に規定する専修学校の生徒及び学生
- (3) 法第134条に規定する各種学校の生徒
- (4) 前3号に規定する学校と管理者が同等と認めるものの生徒及び学生
- (5) 医師法（昭和23年法律第201号）第11条第2号及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第11条第2号の規定による実地修練中の者

3 施行日

令和8年4月1日（法改正の施行日と同日）